

データ

公立図書館の設置 2008年4月現在

	市	政令市	特別区	町	村	計	過疎地域	都道府県
自治体数	766	17	23	812	193	1,811	500	47
設置自治体数	751	17	23	483	43	1,317	227	47
設置率	98.0%	100%	100%	59.5%	22.3%	72.7%	45.4%	100%
図書館数	1,959	256	218	564	46	3,043	-	62
1館当り 千人	41.4	93.9	38.3	15.4	7.3	40.1	-	2,049.2

G7各国との比較 『諸外国の公共図書館に関する調査報告書』ほか

	人口 千人	図書館数	10万人当り図書館数
日本	127,053	3,106	2.44
アメリカ	258,233	9,266	3.59
イギリス	58,793	4,170	7.09
イタリア	57,840	6,000	10.37
カナダ	32,508	921	2.83
ドイツ	82,000	10,584	12.91
フランス	59,700	2,893	4.85
計・平均	676,127	36,940	5.46
フィンランド	5,170	1,151	22.26

図書館職員

公共図書館	正職員			非常勤・臨時・派遣等			正職員の率
	総数	司書	司書率	総数	司書	司書率	
	13,103	6,576	50.1%	19,583.7	10,054.6	51.3%	40.1%
大学図書館			5,509			7,003	44.0%
短大図書館			283			253	52.8%
高専図書館			89			139	39.0%

公立図書館長

	都道府県	市区町村	計
図書館数(兼務除く)	55	1,994	2,049
専任図書館長	53(96.4%)	1,311(65.7%)	1364(66.6%)
司書有資格館長	7(12.7%)	406(20.4%)	413(20.2%)

学校図書館職員

	学校数	司書教諭発令校数	学校司書配置校数	学校司書数	
				常勤職員数	非常勤職員数
学校図書館	39,994	25,178	16,153	6,141	11,005
小学校	21,809	13,353	8,340	1,580	7,081
中学校	10,684	6,298	4,188	1,190	3,325
高等学校	5,102	4,205	3,625	3,371	599

資料費 単位：万円

公立図書館の予算額

年度	図書館数	総額	1館当たり	市区町村	都道府県
2000	2,613	3,615,564	1,384	3,230,557	385,097
2005	2,931	3,211,166	1,096	2,885,679	325,487
2008	3,109	3,126,922	1,006	2,834,930	291,992

公立学校の図書購入費決算額

年度	小学校	中学校	高等学校	公立学校の計
2000	1,089,559	656,536	417,162	2,237,448
2005	1,138,206	689,263	345,636	2,235,718
2007	1,012,128	600,934	309,325	1,975,728

高等教育機関の図書館資料費決算額

年度	国立大学	公立大学	私立大学	小計	短期大学	高等専門学校	合計
2000	2,345,609	422,656	4,657,723	7,425,988	281,913	54,207	7,762,108
2005	2,016,129	348,089	4,602,425	6,966,643	127,885	32,526	7,127,054
2007	2,125,749	355,602	4,782,479	7,263,830	120,032	33,214	7,417,076

指定管理者制度の検討状況(市区町村数)

2008年度までに導入	2009年度に導入予定	導入しない
98	25	472

社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

二 指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこと。

政府刊行物の提供：主要な政府刊行物 147 点の都道府県立図書館の収集状況

政府からの提供	図書館で購入	計
延べ 1,265 点	延べ 3,009 点	延べ 4,274 点
29.6%	70.4%	

図書館法

(図書館奉仕)

第三条

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

コメント (2009年10月16日 事務局長 松岡要)

1 選挙運動の最中、依頼してから短時日にも関わらず4党から回答いただき、また選挙後にも寄せていただいたことに感謝する。

2 しかし与党となった社会民主党からは、重ねてお願いしたにも関わらず回答をいただけなかったことは残念である。

3 民主党からは回答をいただいたが、全面的な回答とはなっておらず、また公共図書館についてのマニフェストに述べながらも回答では触れられていない。政権の中枢を担うこととなったことから、あらゆる分野に目配りした見解を求めたい。

回答の冒頭に「党の教育政策の集大成である独自の「日本国教育基本法案」において、生涯学習及び社会教育の重要性を掲げています。」と述べているが、改正教育基本法とともに民主党の法案についても強い異論があった。国民的な合意を得るべき時期、教育政策の基本にあえて、このことを挙げることに注目せざるを得ない。

4 協会は12年ぶりに政党への質問を行った。1997年に行った際は地方分権一括法案と学校図書館法改正の動きがあるなか、町村の図書館設置促進、館長の司書有資格要件の廃止、学校図書館の職員配置、司書講習科目改訂などについて聴いた。

今回は、昨年図書館法改正をめぐる国会審議を受けて明らかになった図書館振興の

課題のほか、学校、大学の図書館の課題、および出版文化、政党のマニフェストの閲覧など、当面している重要な課題について聴いた。

- 5 回答については、総じて協会の考えを受けとめていただき、明確な見解を示されたと思われる。
- 6 国際的にみても立ち後れている図書館の整備について、自民、共産、公明いずれも同様の認識を示している。中学校区に1館整備すること、過疎債の対象事業に加えることについても支持を得た。
- 7 公共、学校、大学のそれぞれの図書館に専門職員を配置することについては、民主、国民新、共産、自民、公明のいずれの党も同様の認識を示し、社民もマニフェストで明らかにしている。また国民新、共産が雇用安定について触れている。  
共産、自民が公共図書館長の司書資格を求めている。  
民主は司書教諭の充実を述べながらも学校司書については言及していない。
- 8 公立図書館に指定管理者制度を導入することについては、国民新、共産、公明がともに否定的見解を示し、自民はサービスの充実に資することを配慮しその是非を判断することとしている。
- 9 政府刊行物を公共図書館に提供することについては、国民新、共産、自民、公明ともに賛同を得ている。
- 10 県域を越えた図書館資料の流通を国が担うことについては、共産、公明が支持、国民新は自治体相互間の仕組みを考える、自民は受益者、図書館が負担する、と分かれた。
- 11 すべての館種の図書館に共通している資料費の削減問題、出版文化を支える視点からも増額することについて、国民新、共産、自民、公明のいずれも肯定する見解を明らかにし、社民は倍増を公約に挙げている。
- 12 障害者のために媒体変換することが容易になるよう改正著作権法を運用することについては、国民新、共産、自民、公明いずれも賛同する見解を明らかにしている。
- 13 自治体の教育振興基本計画に、生涯学習を支援する図書館の役割を重視した内容を盛り込むことについては、民主、国民新、共産、自民、公明いずれの党とも肯定する見解を明らかにしている。
- 14 政党のマニフェストを選挙期間中も図書館において閲覧できるようにすることについては、国民新、共産、自民、公明の各党いずれも積極的な見解を明らかにした。
- 15 日本図書館協会は、以上の回答を踏まえて次の課題の実現に向けて取り組む。
  - ・図書館設置促進：今年度末で失効する過疎法に代わる新法の制定と過疎債の対象事業に図書館の整備を加えること。
  - ・資料費の増額：公立図書館、学校図書館に関する地方交付税の積算内容を改善すること。国立大学の運営費交付金、私立大学への助成金の減額を止めること。
  - ・図書館専門職員の雇用：非常勤・臨時職員の正規化、および請負契約と労働者派遣法による職員の雇用安定を求める。
  - ・指定管理者制度は図書館の管理運営になじまない、との考えを求める。
  - ・政府刊行物の提供：政府は、図書館からの要請に応え、確実に提供すること。
  - ・障害者サービス：すべての障害者の読書権を保障するために、すべての館種の図書館において多様な媒体に変換することができるように改正著作権法を運用すること。
  - ・政党のマニフェストを図書館において閲覧できるように公職選挙法の改正を求める。
- 16 なお日本図書館協会が政党に図書館政策について聴き、紹介した記事はつぎのとおり。
  - ・1970年 「図書館雑誌」1970年7月号 特集・政党の図書館政策
  - ・1979年 「図書館雑誌」1979年10月号 特集・日本の図書館政策 わが政党はこう考える
  - ・1997年 「図書館雑誌」1997年7月号 特集・今日の図書館政策を問う 政党の図書館政策を見る